

体成分分析装置仕様書

1. 調達物品及び構成内訳

体成分分析装置、データ管理ソフト、カート、ノートパソコン、現調及び運用操作指導料
1式

2. 仕様・規格

2-1 体成分分析装置

2-1-1 周波数 : 1KHz、5KHz、50KHz、250KHz、500KHz、1000KHz

2-1-2 電力 : 70VA

2-2 データ管理ソフト

2-2-1 動作環境OS : Windows7、8、10

2-2-2 メモリ : 1GB以上

2-2-3 HDD : 40GB以上の空き

2-2-4 解像度 : 1024×768以上

3. 調達物品に備えるべき技術的要件

3-1 体成分分析装置

3-1-1 測定方法は多周波数インピーダンス法（1kHz、5kHz、50 kHz、250 kHz、500 kHz、1000 kHz）を採用していること。

3-1-2 測定方法は8点接触型電極と付着電極の両方に対応していること。

3-1-3 各部位別（右腕、左腕、体幹、右脚、左脚）に抵抗値が計測可能であること。

3-1-4 測定中のエラーを判定するに際し、計測中の抵抗値が色の変化により知らせることが可能であること。

3-1-5 測定項目は体水分量、細胞内水分量、細胞外水分量、筋肉量、除脂肪量、体脂肪量、体脂肪率、ECW/TBW、基礎代謝量、部位別水分量、部位別細胞内水分量、部位別細胞外水分量、部位別 ECW/TBW、部位別筋肉量、部位別位相角、位相角、骨格筋量、SMI、が測定可能であること。

3-1-6 測定姿勢は立位姿勢、仰臥位姿勢、座位姿勢で体成分測定が可能であること。

3-1-7 管理医療機器であること。

3-1-8 測定結果の算出にあたって、経験変数（性別・年齢）が排除されていること。

3-1-9 電撃に対する保護の形式はクラス I 機器であること。

3-1-10 ディスプレイは 800×480 カラーTouchColorLCD を有し、測定結果、測定履歴を見ることが可能であること。

- 3-1-11 入力ボタン及びタッチパネルにて入力が可能であること。
- 3-1-12 測定結果は自動的にプリンタから出力できること。
- 3-1-13 測定結果は 100,000 回の保存が可能であること。
- 3-1-14 USB メモリへデータ出力可能であること。
- 3-1-15 外付けバッテリーを使用し、コードレスで測定可能なこと。
- 3-1-16 リアクタンスを測定可能なこと。

3-2 プリンタ

- 3-2-1 サーマルプリンタで出力が可能なこと。
- 3-2-2 A4 プリンタで出力が可能なこと。

3-3 USB メモリ

- 3-3-1 本体のデータをコピーできること。
- 3-3-2 本体からコピーしたデータはケーブルを介さずにパソコンに読み取ることが可能なこと。

3-4 データ管理システム

- 3-4-1 体成分分析装置のデータを蓄積管理し、プリンタから出力可能であること。
- 3-4-2 各部位別(右腕、左腕、体幹、右脚、左脚)、各周波数別(1kHz、5kHz、50kHz、250kHz、500kHz、1000kHz)の抵抗値が表示可能であること。
- 3-4-3 体成分分析装置の出力項目、体水分量、細胞内水分量、細胞外水分量、筋肉量、除脂肪量、体脂肪量、体脂肪率、ECW/TBW、基礎代謝量、部位別水分量、部位別細胞内水分量、部位別細胞外水分量、部位別 ECW/TBW、部位別筋肉量、部位別位相角、位相角、骨格筋量、SMI が表示可能なこと。
- 3-4-4 測定データは、各項目をグラフ表示し経時変化がみられること。
- 3-4-5 印刷は、測定結果、履歴結果の印刷が可能であること。
- 3-4-6 測定したデータにメモ入力することが可能であること。
- 3-4-7 エクセル形式へのデータ変換が可能であること。

3-5 ノートパソコン

- 3-5-1 データ管理ソフトが予めインストールされていること。
- 3-5-2 Microsoft office が予めインストールされていること。
- 3-5-3 3年保証が付与されていること。

4. その他必要条件

4-1 保守内容等

4-1-1 本機器に障害が発生した場合、復旧のための迅速な対応が行えること。

4-1-2 保守メンテナンスは24時間365日受付可能であること。

4-2 設置条件

4-2-1 移動させるのに必要な搬入、配線、調整を行うこと。

4-2-2 所定の位置に無理なく設置できること。

4-3 設置場所

4-3-1 国立療養所宮古南静園機能訓練棟

4-4 契約期間及び納入期限

4-4-1 契約期間は、契約締結日から令和3年年12月28日とする。

4-4-2 業務終了後、直ちに事業概要を記載した業務完了報告書を提出すること。（遅くとも令和3年11月24日（水）までに提出すること。）また、検査の結果、業務完了報告書に修正する必要がある場合、受託者は直ちに当該業務完了報告書を引き取り、必要な修正を行った後、令和3年11月30日（火）までに、修正が反映されたものを提出すること。

4-5 その他

4-5-1 装置の管理者、運用者に技術指導を行うこと。

4-5-2 メーカー保証期間を納品後1年間とすること。

以上